

## 関西国際大学教育学部学部規則

(趣旨)

第1条 この規則は関西国際大学学則第1条の2の規定に基づき、関西国際大学教育学部(以下「本学部」という。)における教育研究上の目的その他必要な事項について定める。

(教育研究上の目的)

第2条 本学部は、初等教育と英語教育及び社会福祉に係る専門の学芸を教授するとともに、確かな倫理観と幅広い教養を培い、問題解決能力と実践力を持った職業人を養成することを目的とする。

(学部の構成及び人材養成の目的等)

第3条 本学部は、学則第3条に定める学科及び専攻で構成する。各学科等の人材養成上の目的及び教育研究上の目的は次のとおりとする。

(1) 教育福祉学科

教育福祉学科は、初等教育や児童福祉、社会福祉に関する専門的知識・技術を備え、確かな倫理観と学びへの意欲・態度を持ち、教育や福祉の現場において有効な実践力をもった人間を養成することを目的とする。

① 教育福祉学科こども学専攻は、初等教育や児童福祉で求められる専門的知識と子どもの心に関する理解力を備え、確かな実践力のある初等教育教員、保育者を育成することを目的とする。

② 教育福祉学科社会福祉専攻は、社会福祉で求められる倫理観と確かな専門的知識及び実践力を備えた人間を育成することを目的とする。

(2) 英語教育学科

英語教育学科は、教育、観光またはビジネスの分野で活躍できる英語の運用能力を、授業および実践体験を通して養成し、また各分野に関する専門知識を習得し、社会で直面する様々な課題に対して多面的思考ができる人間を養成することを目的とする。

(学科会議)

第4条 本学部の各学科に学科会議を置く。

- 2 学科会議は、所属する専任教育職員で組織する。
- 3 学科長は、学科会議を招集し、その議長となる。
- 4 学科会議は、原則として毎月2回開催する。

(学科会議の審議事項)

第5条 学科会議は、次の事項を審議する。

- (1) 授業科目及び単位に関する事項
- (2) 履修基準及び履修方法に関する事項
- (3) 定期試験に関する事項
- (4) 卒業認定に関する事項
- (5) その他学科運営に関すること

(アドバイザー)

第6条 本学部各学科にアドバイザーを置く。アドバイザーは当該学科の専任教育職員をもってあてる。

- 2 アドバイザーは、学科の教育方針に沿って、学生の教育指導及び学生生活指導、キャリア教育その他学生からの相談を担当する。
- 3 アドバイザーは、担当学生について必要に応じ学科会議に報告し指導方法等について協議しなければならない。
- 4 アドバイザーは、学習支援センター、学生委員会等と連携し学生の指導にあたるものとする。

附則

- 1 この規程は平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日以前の学科に所属する学生が在籍する間のそれぞれの学科に関する審議事項は、当該審議事項に関係する学科会議がこれを審議する。